

第4回 境港市議会（定例会）会議録（第5号）

議事日程

平成18年12月19日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第 86号 議案第 92号 議案第 93号 議案第 98号  
陳情第 27号 陳情第 28号 陳情第 33号

（総務文教委員会委員長報告）

議案第 87号 議案第 88号 議案第 89号 議案第 90号 議案第 91号  
議案第 94号 議案第 95号 議案第 96号 議案第 97号 議案第 99号  
議案第 100号  
陳情第 29号 陳情第 30号 陳情第 31号 陳情第 32号 陳情第 34号

（経済厚生委員会委員長報告）

- 第3 議員提出議案第12号 境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議員提出議案第13号 「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書」の提出について  
議員提出議案第14号 「安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の増員を求める意見書」の提出について  
議員提出議案第15号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出について  
議員提出議案第16号 「地方への企業立地を促進する新たな産業立地政策の実施を求める意見書」の提出について  
議員提出議案第17号 産科医をはじめとする医師確保に関する緊急決議

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（16名）

1番	渡辺明彦君	2番	米村一三君
3番	岡空研二君	5番	森岡俊夫君
6番	浜田一哉君	7番	長谷正信君
8番	柘康弘君	9番	下西淳史君
10番	田口俊介君	11番	南條可代子君
12番	松下克君	13番	定岡敏行君
14番	平松謙治君	15番	荒井秀行君

16番 永井 章 君

17番 松本 熙 君

### 欠席議員

なし

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	中村 勝治 君	助 役	竹本 智海 君
教育長	根平 雄一郎 君	総務部長	安倍 和海 君
市民生活部長	早川 健一 君	市民生活部参事	景山 憲 君
産業環境部長	松本 健治 君	建設部長	武良 幹夫 君
総務部次長	松本 光彦 君	行財政改革推進監	宮辺 博 君
産業環境部次長	足立 一男 君	秘書課長	佐々木 史郎 君
総務課長	清水 寿夫 君	財政課長	下坂 鉄雄 君
地域振興課長	荒井 祐二 君	管理課長	洋谷 英之 君
下水道課長	山本 雄一 君	生涯学習課長	角 俊一郎 君

### 事務局出席職員職氏名

局長	山本 修 君	主 査	戸塚 扶美子 君
調査庶務係長	武良 収 君	議事係長	沼倉 加奈子 君

### 開 議 (10時00分)

議長(渡辺明彦君) おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(渡辺明彦君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、浜田一哉議員、松下克議員を指名いたします。

### 日程第2 議案第86号～議案第100号・陳情第27号～陳情第34号

議長(渡辺明彦君) 日程第2、議案第86号から議案第100号及び陳情第27号から陳情第34号を一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員会委員長、荒井秀行議員。

総務文教委員会委員長(荒井秀行君) おはようございます。総務文教委員長報告を行います。

今期定例会において総務文教委員会に付託された議案4件、陳情3件について審査の結果を申し上げます。審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数出

席のもとに慎重に審査したところであります。

初めに、議案第86号、平成18年度境港市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

本補正予算における歳出の主なものは、人件費において、退職者の増加などにより、合わせて1億1,664万円余、総務費において職員の育児休業等に伴う代替臨時職員の賃金212万円余、自治コミュニティ活動への助成金420万円、市税等過誤納金還付金として児童扶養手当や保育所運営費などの過年度分の国費等精算に伴う返還金146万円余、民生費において介護保険費特別会計への繰出金13万円余、障害児の新規入所に伴う臨時職員を追加配置したことによる賃金356万円余、農林水産業費において北朝鮮に対する国の制裁措置により影響を受けるカニ加工業者に対する支援策として融資資金の信用保証料軽減のための助成経費139万円余、商工費において隠岐航路維持のための支援措置として隠岐汽船株式会社に対する補助金88万円余、土木費において市道整備などを行う経費978万円余、消防費において消防団員に対する公務災害補償費675万円余、教育費において余子小学校のトイレ改修費204万円余、給食調理員の育児休業に伴う代替臨時職員の賃金116万円、文化ホールの雨漏り対策工事費等345万円余にそれぞれ増額するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金808万円、寄附金3万円、繰越金1億3,457万円余、諸収入1,095万円余をそれぞれ増額するものであります。

以上によりまして、予算総額は歳出歳入それぞれ1億5,363万5,000円を増額し、125億2,874万6,000円とするものであります。

また、来年度以降の市民バス運行委託並びに水産加工経営緊急特別対策資金信用保証料助成について、それぞれ債務負担行為を追加するもので、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

これは、扶養手当の額について、国家公務員に準じて改めるものであり、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、境港市特別会計条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

これは、事業規模の縮小に伴い、同種の事業内容の会計を整理統合するため、汚水処理施設整備費特別会計と市場関係者詰所事業費特別会計を市場事業費特別会計に、深田川土地地区画整理費特別会計と境港新都市土地地区画整理費特別会計を土地地区画整理費特別会計にするもので、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号、財産の取得について申し上げます。

これは、市営駐車場用地として面積8,587.16平方メートルの土地を境港市土地開発公社から取得するものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

次に、陳情 3 件について申し上げます。

陳情第 2 7 号と陳情第 3 3 号は同様の趣旨であり、一括審議をいたしました。

陳情第 2 7 号、教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の採択等を求める陳情は、教育は我が子、我が孫、我が地域のことであり、そもそも教育とは何か、教育とはだれのためにあるのかなど、根源的な、しかも教育をめぐる国民的論議が起こっている現状の中、急いで改正する必要のないものであり、教育基本法をかえるのではなく、その理念を学校と教育に生かすことこそ大切であるとし、教育基本法の改正法案の廃案を求め、鳥取県労働組合総連合、議長、田中暁氏から提出されたものです。委員からは、国において衆議院、参議院で既に論議されたもので、制定から 6 0 年も経ており、時代も変わり、改正すべきという意見や、教育基本法の理念は変わるものではなく、その理念を学校や社会に生かすことこそが大切であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1 名の委員より採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

陳情第 3 3 号、教育基本法改正案の廃案を求める陳情は、教育にかかわる根本法の変更を国民的な合意なしで採決することは将来に大きな禍根を残すものであり、当面する教育の重大問題にかかわる深い教育論議を行うことこそ大切であるとし、その改正案の廃案を求める陳情で、軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を国民大運動鳥取県実行委員会、実行委員長、村口徳康氏から提出されたものです。採決の結果、賛成多数で不採択すべきと決しました。ただし、1 名の委員より採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

陳情第 2 8 号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情は、国の施策「骨太方針 2 0 0 6」では構造改革のさらなる推進に向け歳出歳入一体改革の名のもとで地方財政や社会保障費の一層の削減、労働諸法制を初めとする社会的規制の緩和、公共サービスの市場化、民営化を打ち出し、一方では大企業の成長力、競争力強化が強調されていることは格差を拡大し、地方を切り捨てるものであり容認できないとして新型交付税制度を導入しないことのほか、3 項目の意見書を政府に提出することを求める陳情で、鳥取県労働組合総連合、議長、田中暁氏から提出されたものです。提出された 4 項目一括審議とし、委員からは、項目ごとには理解できるが、すべてについて賛成できないという意見や、すべて当然の要求であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で趣旨採択と決しました。ただし、2 名の委員より採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

以上で総務文教委員長報告を終わります。

議長（渡辺明彦君） 次に、経済厚生委員会委員長、松下克議員。

経済厚生委員会委員長（松下 克君） おはようございます。経済厚生委員会委員長報告を行います。

今期定例市議会において本委員会に付託された議案 1 1 件、陳情 5 件について、審査の結果を報告いたします。

最初に、予算関係議案について申し上げます。

議案第 87 号は、平成 18 年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第 2 号）であります。

この議案は、保険給付費のうち高額療養費を 4,082 万円余増額し、予算総額を 35 億 170 万 6,000 円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 88 号は、平成 18 年度境港市駐車場費特別会計補正予算（第 1 号）であります。

この議案は、土地開発公社の所有する駅前駐車場用地等を取得し、市営駐車場として整備を行うため、用地取得費など所要の経費 3 億 9,971 万円余を増額し、予算総額を 4 億 586 万 7,000 円とし、あわせて市債の限度額等を補正するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 89 号は、平成 18 年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第 3 号）であります。

この議案は、受益者負担金の一括納付の増加に伴う前納報奨金 15 万円余などを増額し、予算総額を 20 億 8,276 万 4,000 円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 90 号は、平成 18 年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第 3 号）であります。

この議案は、人件費を 2 万円余増額し、予算総額を 21 億 9,508 万 2,000 円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 91 号は、平成 18 年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）であります。

この議案は、平成 17 年度に概算払いを受けた国費等の精算に伴う返還金 494 万円余などを増額し、予算総額を 22 億 5,366 万 8,000 円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、条例関係議案について審査の結果を報告いたします。

議案第 94 号は、境港市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

内容は、住民基本台帳法の改正に伴い、閲覧手数料の規定における引用条文を改めるものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 95 号は、境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

内容は、道路運送法の改正に伴い、市民バスの運行の規定における引用条文等を改めるものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 96 号は、境港市公共下水道条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

内容は、下水道の使用料を平均 14.6%引き上げるものであります。審査では、県内

4市の使用料のほか、関係資料を精査するとともに、下水道料金等審議会の諮問についても報告を求め、慎重に審査を行いました。特に料金改定の根拠となる財政事情について議論を重ねたところであります。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、1名の委員から反対の意思表示がありましたことを付言いたします。なお、整備計画そのものについても、事業の見直しを含め、検討を急ぐよう要請するとともに、使用料の徴収率や水洗化率についても改善を図るよう求めたところであります。

議案第97号は、境港市駐車場条例の一部を改正する条例制定についてであります。

内容は、水木しげるロード周辺に市営駐車場を新たに3カ所追加するとともに、駐車料金を改めるものであります。この料金改定は、駅前駐車場のほか大正町駐車場の有料化並びに松ヶ枝町駐車場の管理形態の変更に伴う料金体系の整備を図るものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第99号は、市道の路線の認定についてであります。

内容は、明治町と清水町内の2路線を認定するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号は、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した医療保険制度が平成20年4月から創設されるのに伴い、県内全市町村で構成する鳥取県後期高齢者医療広域連合を設置するため、広域連合規約を定める協議をすることについて、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。審査は、主に制度の目的や仕組みについて審議をいたしました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、1名の委員から医療費や保険料が引き上がり、第二の国保になりかねないとして反対の意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情について審査の結果を報告いたします。

陳情第29号は、鳥取の保育を考える会、会長、石井由加利氏から提出されたもので、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書提出の陳情であります。

内容は、子育て支援策の拡充は時代の要請となっているが、地方財政への負担が大きいことから、国の財政枠の拡大を求める陳情であります。審査では、陳情者の願意を了承する意見が大勢を占め、全員異議なく採択し、意見書を提出すべきものと決しました。

陳情第30号は、鳥取県医療労働組合連合会、執行委員長、熊谷春美氏から提出されたもので、安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の増員を求める陳情であります。

これは、医療現場の深刻な労働事情の解決を訴えたもので、医療体制の改善と法整備を求める陳情であります。審査では、医療現場の窮状に理解を示し、全員異議なく採択し、意見書を提出すべきものと決しました。

陳情第31号は、軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を国民大運動鳥取県実行委員会、実行委員長、村口徳康氏から提出されたもので、安心してかけられる医療保障の充

実を求める陳情であります。

内容は、医療制度改革に伴う療養病床の削減や各種制限の緩和並びに地域医療の充実を求めた陳情であります。審査では、願意の趣旨は了として、全員異議なく趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第32号は、これも軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を国民大運動鳥取県実行委員会、実行委員長、村口徳康氏から提出されたもので、介護保険制度の改善を求める陳情であります。

内容は、保険料負担の軽減と保険給付の条件緩和を求めた陳情であります。全員異議なく採択し、意見書を提出すべきものと決しました。

陳情第34号は、米子市和田町のあかしの保護者代表、松本真紀氏から提出されたもので、あかしや食費の地域格差解消に関する陳情であります。

内容は、施設の昼食費の負担について、地域差が生じないように本市に支援を求める陳情であります。審査では、施設の概要と食費負担の実情を聴取し、全員異議なく採択し、市長送付すべきものと決しました。

以上で経済厚生委員会に付託された議案並びに陳情の審査結果について報告を終わります。

**議長（渡辺明彦君）** 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、定岡敏行議員。

**13番（定岡敏行君）** ただいまの各委員長報告のうち、2件の議案、2件の陳情の扱いについて討論をいたします。

第96号、公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の議案は、下水道料金を平均14.6%引き上げるものです。下水道料金の決まり方ですか、維持管理に必要な費用は、まだ使っていない市民から徴収することにはなりませんから、既に使っている受益者に負担を求めることはわかる話です。必要に応じて料金の見直しがあるのもやむを得ません。しかし、最終処分場や幹線管渠などは長期にわたる建設工事でわかりにくいのですけれども、いずれ全市民が共用する施設です。その建設費は本来税金で賄うべきものです。それを一部ではありますけれども原価に含め、下水道料金に上乗せして負担を求めるのは間違っています。原案可決との報告に反対いたします。

議案第100号、後期高齢者医療広域連合規約を定める協議については、75歳以上の高齢者を対象にした新たな後期高齢者医療制度をスタートさせる、そのための県内全市町村が加入する広域連合の規約協議に入るというものですが、一番お医者にかかる機会も多い、負担能力が一番弱い高齢者だけを集めて別建ての医療保険制度をつくれれば、高齢者がふえるに従って保険料は上がり、医療費がかさめば、また保険料が上がるという無間地獄になることは明らかです。診療報酬も大問題となります。保険料が上げられないなら診療を控えよ、お年寄りには要らん診療はするな、こういうことになりかねません。その保険

料は、厚生労働省の試算によれば平均月6,200円、介護保険料と合わせれば毎月1万円前後のお金が年金から天引き。払えなければ、やはり短期保険証、資格証の発行が待ち構えるという制度です。その運営は、県内わずか15名ほどの広域議会にゆだねるということになれば、高齢者、住民の声、叫びが届くのでしょうか。こうした医療制度が始まることさえ、ほとんどの市民、高齢者は知りません。いろいろ困難はあっても、これまでの医療制度は現役世代と高齢者世代が支え合って運営してまいりました。後期高齢者医療制度は、この基本理念を根本から打ち砕いて、社会を支えてきた高齢者に、もう面倒見れない、別でやってくれとほうり出すようなものです。相次ぐ高齢者への負担増、そそくさと出発し、市町村の担当者さえめっちゃくちゃな制度だと言うほどの介護保険や障害者自立支援法、これに続くこの医療の大改悪。自民党、公明党の政治のもと、日本は一体どこに行くのかという思いさえいたします。国が決めたことだという論がありますけれども、市民の声を代弁し、政治に働きかけるのが議員の役割です。原案可決との報告に反対いたします。

陳情27号及び33号は、教育基本法改悪に反対する陳情でした。自民党、公明党によって強行された今となつては法案自体がありませんけれども、この改悪は時の政治から独立して、直接国民に責任を負って行われるべき教育を、愛国心など国家の要請に従う教育へと転換させるもので、戦前教育への回帰です。また、教育振興基本計画の策定と相まって、子供たちに一層の選別、競争教育、そして学校現場に新たな困難を持ち込むものです。陳情は採択し、急いで意見書を提出すべきものでした。これを不採択としたことに同意はできません。同僚議員の皆さんの御賛同をお願いし、討論を終わります。

議長（渡辺明彦君） 次に、平松謙治議員。

14番（平松謙治君） ただいまの経済厚生委員長報告のうち、議案第96号、境港市公共下水道条例等の一部を改正する条例制定についてを賛成の立場で討論いたします。

下水道事業では、下水管の埋設などの建設費を国のお金、国庫補助金、それと市の借金、市債、そして市民の皆様にお支払いいただいている受益者負担金で賄っています。また、それとは別にふだんのランニングコストである維持管理費と建設の元利償還金、つまりは建設にかかったお金の借金部分、この返済を長期に押しなべて下水道利用者の皆様からの使用料、そして一般会計からのお金で賄っています。しかしながら、下水道整備面積の割合に対し、普及率、水洗率は上がっておらず、一般会計から毎年約8億円のお金を拠出しています。まだ下水道の恩恵にあずかっていない方々にも御負担をいただいているわけです。この利用者の方々の負担と市民全体の負担のバランスによって成り立っているわけで、このたびの下水道料金の値上げは、利用者の方々にはなかなか厳しいものですが、未来の境港のためにいま一度御理解をいただき、下水道料金等審議会の答申を尊重し、議案第96号、境港市公共下水道条例等の一部を改正する条例制定についてを経済厚生委員長報告のとおり賛成いたすものであります。同僚議員の賢明な判断と、改めまして市民の皆様の御理解をお願いし、討論を終わります。

議長（渡辺明彦君） 討論を終わり、採決いたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第96号、境港市公共下水道条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺明彦君） 起立多数と認めます。よって、議案第96号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第100号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を定める協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺明彦君） 起立多数と認めます。よって、議案第100号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました議案を除く各議案は、それぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号、平成18年度境港市一般会計補正予算（第6号）、議案第87号、平成18年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）、議案第88号、平成18年度境港市駐車場費特別会計補正予算（第1号）、議案第89号、平成18年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第3号）、議案第90号、平成18年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第3号）、議案第91号、平成18年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第1号）、議案第92号、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第93号、境港市特別会計条例の一部を改正する条例制定について、議案第94号、境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第95号、境港市民バスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第97号、境港市駐車場条例の一部を改正する条例制定について、議案第98号、財産の取得について、議案第99号、市道の路線の認定については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第27号、教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の採択等を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺明彦君） 起立多数と認めます。よって、陳情第27号は、不採択と決しました。

次に、陳情第28号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺明彦君） 起立多数と認めます。よって、陳情第28号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第33号、教育基本法改正案の廃案を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺明彦君） 起立多数と認めます。よって、陳情第33号は、不採択と決しました。

ただいま可決いたしました陳情を除く各陳情は、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第29号、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書提出の陳情は採択、意見書提出。陳情第30号、安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の増員を求める陳情は採択、意見書提出。陳情第31号、安心してかけられる医療保障の充実を求める陳情は趣旨採択。陳情第32号、介護保険制度の改善を求める陳情は採択、意見書提出。陳情第34号、あかしや食費の地域格差解消に関する陳情は採択、市長送付と決しました。

### 日程第3 議員提出議案第12号～議員提出議案第17号

議長（渡辺明彦君） 日程第3、議員提出議案第12号、境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてから、議員提出議案第17号、産科医をはじめとする医師確保に関する緊急決議を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第12号について、南條可代子議員。

11番（南條可代子君） 議員提出議案第12号、境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

この改正は、地方自治法の改正に伴うもので、閉会中におきましては各委員会の委員を議長において選任、あるいは変更できるように条例に定めるものであります。よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（渡辺明彦君） 次に、議員提出議案第13号について、森岡俊夫議員。

5番（森岡俊夫君） 議員提出議案第13号、「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書」の提出については、意見書本文の読み上げをもって提案理由といたします。

わが国における少子化はますます深刻になっており、子供や子育てに関わる施策の改善は緊急課題である。

地域の子育て支援策の中核施設といえる保育所に対する住民の期待もますます強くなっ

ているが、公立保育所運営費の一般財源化などにより自治体は財政負担の増大を強いられている。

いま、少子化対策、次世代育成支援策を国・自治体をあげて推進することが重要な政策課題となっているが、保育の実施に責任を負う自治体において施策の前進を図るためには、国家的な基準（最低基準）の底上げと、財政の後押しが必要不可欠である。

よって政府におかれては、保育・学童保育・子育て支援施策を拡充し、予算を大幅に増額されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（渡辺明彦君） 次に、議員提出議案第14号について、定岡敏行議員。

13番（定岡敏行君） 案文の朗読をもって提案にかえます。

安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の増員を求める意見書

医療事故をなくし、安全・安心で行きとどいた医療・看護を実現するためには、過酷な労働条件を改善し医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師の不足が再び深刻な問題として、どこの医療機関でも起こりうる状態となっている。

医師や看護師の欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められている。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要である。また、「安全・安心のコスト保障」も必要で、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められている。

よって政府におかれては、こうした医師・看護師確保の危機的状況を一刻も早く解決し、地域住民の医療を確保するため、下記の事項について対策を講じられるよう強く要望する。

記

1. 医師・看護師を大幅に増員すること。
2. 看護師の配置基準を、夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善すること。
3. 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（渡辺明彦君） 次に、議員提出議案第15号について、下西淳史議員。

9番（下西淳史君） 提出議案につきましては、本文を朗読させていただき、皆様方の御賛同をお願いいたします。

## 介護保険制度の改善を求める意見書

今年度から第3期介護保険料が全国の9割以上の自治体で引き上げられた。引き上げ率は全国平均で24%を超えている。あわせて高齢者には、税制改革による老年者控除の廃止、年金控除の縮小などによって、住民税がはね上がり、国民健康保険料や介護保険料も連動して負担増となった。

また、4月から介護保険制度が改定され、新たに介護予防が導入されることになったことにより、介護軽度者のサービス給付が制限され、介護サービスを必要とする高齢者の生活と介護保障を厳しくしていると言わざるを得ない。

こうした状況は、国の公的責任、国民の社会保障を受ける権利を損なうものであり、憲法第25条と根本的に矛盾するものである。

よって政府におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

1. 介護保険の給付費に占める国庫負担の割合を、当面25%から30%に引き上げること。
2. 新予防給付のケアプラン作成に対する介護報酬を引き上げること。
3. 要支援1、要支援2、要介護1の軽度者への福祉用具貸与の対象外種目（特に特殊寝台）について、サービス担当者会議で必要と判断した場合は、保険給付の対象とすること。また、判断基準を、利用者の実態に即したものに改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（渡辺明彦君） 次に、議員提出議案第16号について、岡空研二議員。

3番（岡空研二君） 議員提出議案第16号の提出理由は、読み上げをもってかえさせていただきます。

## 地方への企業立地を促進する新たな産業立地政策の実施を求める意見書

大都市圏を中心に景気は回復傾向にあるが、地方経済の動向は依然として厳しく、地方分権を担保する経済的自立を実現するためにも、所得の増加と雇用の創出が大きな課題となっている。

このため、本市においては、雇用の創出を目的に企業誘致を最も重要な施策の一つとして位置付けて、優遇措置を講じつつ企業誘致活動を行っているところである。

ところが、企業の立地選択は行政からの支援額の多寡に左右され、本市のように財政力の弱い自治体では、国際競争の激化や大都市圏との格差拡大の中で、不利な競争を強いられているのが現状である。もはや、単市での努力には限界があり、国が産業立地政策として地方への企業立地を政策誘導していくことが求められている。

よって政府におかれては、次期通常国会への提出を目指して「地域産業活性化法（仮

称)」が検討されているが、こうした新たな立法措置など、雇用情勢の厳しい地域への企業立地促進のため、税制上の優遇措置を含む効果的な産業立地政策を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（渡辺明彦君） 次に、議員提出議案第17号について、松本熙議員。

17番（松本 熙君） 産科医をはじめとする医師確保に関する緊急決議文を読み上げ、提案とします。

地域や診療科ごとの偏在等による医師不足が全国的に広がっているが、境港市においてもことは極めて深刻である。とりわけ産科医の不足は、来年度から市民病院ともいえる済生会境港総合病院での出産、分娩さえ諦めざるを得ない事態となっている。

これは、市民の暮らしとこれからの市の将来像に、暗澹たる影を落とすものとなっている。

先に、政府の「地域医療に関する関係省庁連絡会議」は、「新医師確保総合対策」を発表した。その内容は、地方関係者の意向を反映し、これからの地域における医師確保によって、中長期的には一定の効果が期待されるものと考えられる。

しかしながら、地域における差し迫った現状は一刻の猶予もならず、これを打開することは個々の地方自治体の努力では、到底不可能である。

よって政府におかれては、適切な地域医療の供給体制立て直しのため、恒常的に地域や診療科における医師の需給を評価し、引き続き対策を講じるとともに、下記の事項を早急に実現されるよう強く要望する。

#### 記

1. 産科をはじめ、地域において不足する診療科について、医師確保のための緊急的な措置を講じること。
2. 都道府県の地域医療対策協議会を活用して、医師の確保の調整等を行うこととされているが、国において都道府県の取り組みが円滑に進むよう支援を行うことはもとより、都道府県域を越えた医師偏在の調整や医師派遣制度の確立を図ること。

以上、決議する。

議長（渡辺明彦君） 順次採決いたします。

議員提出議案第12号、境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第12号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第13号、「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書」の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第13号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第14号、「安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の増員を求める意見書」の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第14号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第15号、「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第15号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第16号、地方への企業立地を促進する新たな産業立地政策の実施を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第16号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第17号、産科医をはじめとする医師確保に関する緊急決議は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺明彦君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第17号は、原案のとおり決しました。

閉 会 （10時56分）

議長（渡辺明彦君） 以上で今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審議を終了いたします。

これをもって第4回境港市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員